

致同 Japan Desk 連載コラム

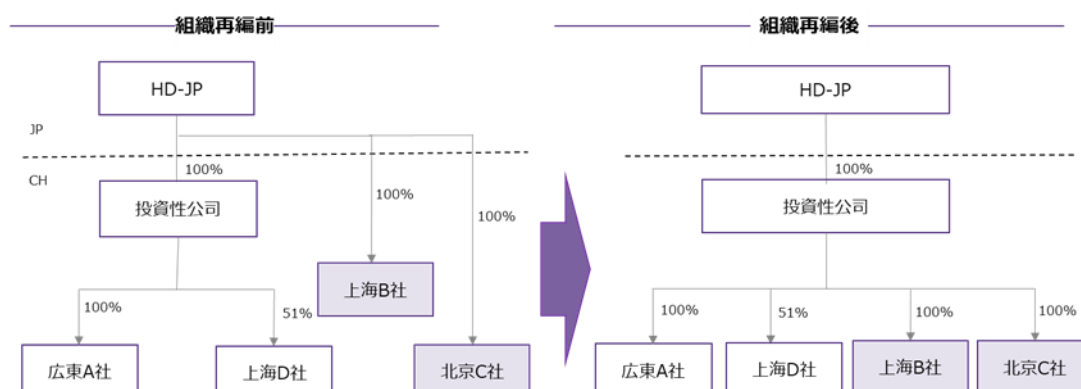
特集テーマ： 日系企業の中国地域統括本部の実務および活用
～日本・香港・中国本土の徹底比較・分析(その3)～

前回に続き、日本本社が中国で投資性会社を設立したにもかかわらず、中国の事業会社の株式を投資性会社に移管できないことについて、税務に関する問題を中心に事例をもって解説する。

1. 前提

日本法人HD-JP社の中国国内グループ会社は下表のとおりである。このたび、HD-JP社はその100%子会社である上海B社および北京C社(以下、「対象会社」という。)を投資性会社の傘下に移行することを検討している。

移行の手法として、HD-JPは対象会社の株式をもって投資性会社へ現物出資(以下、「本件現物出資」という。)をし、その対価として投資性会社の株式を取得するスキームを採用する予定である。



2. 中国の組織再編税制

(1) 原則課税

税務上、現物出資を次の二つの経済行為に分けて解釈することになる。

- ① 対象会社の株式を譲渡した後の対価をもって、
- ② 投資性会社の株式を取得する

中国の企業所得税法第4条および日中租税条約第13条により、HD-JPは上記①の株式譲渡益(株式の時価と資本金等の差額)に対して、中国で10%の企業所得税を申告・納付しなければならない。例えば、対象会社は毎年順調に利益を獲得し、時価は設立当初の2倍になったとしても、HD-JPは本件現物出資取引においては、キャッシュ・インが無いにもかかわらず、納税しなければならない事になる。

(2) 免税特例

グループ内再編のような担税力のない組織再編行為に対して、税務上特例を設ける国が多い。中国でも、現物出資は次に掲げる①～⑤のすべての要件を満たして場合は、譲渡益課税はいったん免除する(以下、「特殊税務処理」という。)と規定されている。

①合理的な再編目的

課税の回避、免除および繰り延べを主たる目的としないこと

②買収比率

買収(譲受)企業が購入した持分は、被買収(譲渡)企業の全持分の50%以上であること

③事業継続要件

買収後の12ヶ月間、買収資産は従来の実質的経営活動に使用されること

④取引対価

買収により被買収(譲渡)法人の株主が受ける持分の支払いは、全体取引価額の85%以上であること

⑤株式継続保有要件

買収後の主要株主は12ヶ月間、取得した持分を譲渡しないこと

また、クロス・ボーダー取引の場合、次に掲げる(1)～(3)のいずれかの場合に限定される。

- (1) 外国法人がその100%の持株外国法人に、中国子会社の持分を譲渡する場合
- (2) 外国法人がその100%の持株中国法人に、中国子会社の持分を譲渡する場合
- (3) 中国法人がその所有する持分をもってその100%の持株外国法人に出資する場合

3. 特殊税務処理申請の実務

一見すると、本件現物出資は特殊税務処理の要件を満たし、免税特例を適用することができるものと思われるが、実務上特殊税務処理の適用手続きが煩雑であり、再編行為そのものを諦めてしまう企業も少なくないという。本件の場合、HD-JPは本件現物出資の効力発生日(対象会社の株主変更登記日)から7日以内に、所轄税務機関に特殊税務処理の届出を提出しなければならない。

税務機関は届出資料を審査し、免税が認められる場合、「備案通知書」を発行する。逆に要件を満たさないと判断した場合、企業に申告・納税を要請することとなる。一方、届出資料は所轄税務機関に受理されたものの、審査に時間がかかってしまい、新しい株主への配当の支払いなどで影響がある場合には、やむを得ず、許可を待たずに納税してしまう企業もあるようである。

中国の組織再編税制が創設された2009年から、中国におけるグローバル企業の再編事例が増えていくにつれて、今後免税許可の実績も増えると期待されている。

下岡 郁

致同会計師事務所（特殊普通パートナー）

日本事業部 運営責任者



Tel : +81 3 5770 8821 (直通)

E-mail : iku.shimooka@jp.gt.com

致同会計師事務所（特殊普通パートナー）日本事業部 お問い合わせ先

◇北京事務所 豊隅 Tel : +86 10 8566 5590

E-mail : toyozeni.kisho@cn.gt.com

◇上海事務所 今井 Tel : +86 21 2322 0230

E-mail : junya.imai@cn.gt.com

◇広州事務所 内川 Tel : +86 20 3896 3111

E-mail : uchikawa.kazunori@cn.gt.com

